

証券コード 3557
2021年5月13日

株主各位

東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビル23階
ユナイテッド&コレクティブ株式会社
代表取締役社長 坂井英也

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月27日（木）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年5月28日（金曜日）午後2時30分（受付開始 午後2時）

2. 場 所 リアライブ六本木カンファレンスセンター4階会議室
東京都港区六本木1-7-27全特六本木ビルWEST棟4階

※前回会場から総会会場ならびに開始時刻が変更となっております
のでご注意ください。（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
下さい。）

3. 目的事項

報告事項 第21期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 会計監査人選任の件
第2号議案 棟欠監査役1名選任の件

(お知らせ)

1. 本定時株主総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。また新型コロナウイルス感染防止の観点からお飲み物のご用意も無しとさせていただきます。何卒ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.united-collective.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

以上

(お願ひ) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止の対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社第21期定時株主総会の開催に際しまして、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、下記対応を取らせていただきたく、株主の皆様におかれましては事情ご賢察の上、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 当社の対応について

- ・株主総会において当社役員および運営スタッフにつきましては、マスクを着用させていただきます。
- ・会場内においては、ソーシャルディスタンスの確保のため座席間を適切な距離に配置させていただく予定でございます。

2. 株主様へのお願ひ

- ・今回の株主総会につきましては、事前の議決権行使をご検討ください。
- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当までの健康状態にご留意いただき、ご無理のない範囲でのご出席を賜りますようお願い申し上げます。また、基礎疾患のある方や体調のすぐれない場合も、

ご出席はお控えいただきますようお願い申し上げます。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・受付にてアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様へ、受付で体温測定をお願いさせていただきます。
- ・マスク着用のうえ、ご来場くださいますようお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けされた方には、スタッフからお声がけさせていただく場合がございます。

本総会会場において感染防止対策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することは出来ません。総会当日までの感染拡大の状況や政府・自治体の発表内容に応じて、感染防止のための慎重なご判断をお願い申し上げます。

また、今後本対応に関しまして追加・変更すべき事項が生じた場合につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、予めご確認をいただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイトURL

<https://www.united-collective.co.jp/ir/>

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人ハイビスカスを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人ハイビスカスを会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び当社の事業規模に応じた監査が期待できることに加え、同法人の監査品質、独立性、専門性、監査活動の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年4月22日現在)

名称	監査法人ハイビスカス
事務所所在地	【東京事務所】東京都渋谷区東2丁目23-3タゴンビル3階 【札幌事務所】札幌市中央区北4条西5丁目1番地4 大樹生命札幌共同ビル8階
概要	構成人員 代表社員 計4名 社員 計9名 職員 計49名 合計 計62名 関与会社数 48社
沿革	2005年12月 公認会計士5名により札幌に設立 2007年7月 東京事務所開設 2009年2月 公認会計士協会により上場会社監査事務所として登録
海外提携先	Russell Bedford

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況			所有株式数
せき ひでただ 関 秀忠 (1977年8月13日)	2002年10月 舟辺・奥平法律事務所（現あきつ総合法律事務所）入所 2006年4月 Aflac（アメリカンカンファミリー生命保険会社） 入社 2008年5月 弁護士法人ほくと総合法律事務所設立、同年6月、パートナーとして参画（現任）			—

- (注) 1. 関 秀忠氏は補欠社外監査役候補者であります。なお、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同氏が就任した場合、同取引所へ届け出を行う予定であります。
2. 関 秀忠氏は弁護士の資格を有しております、企業法務全般に関する専門的な知識を活かし、客観的かつ公正な立場で監査役職務を遂行できると判断し、補欠社外監査役をお願いするものであります。なお、同氏は過去に経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけすると判断しております。
3. 当社と関 秀忠氏との間に特別の利害関係はございません。
4. 関 秀忠氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定となっており、当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

以上

事 業 報 告

(自2020年3月1日 至2021年2月28日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的蔓延が懸念される中、感染拡大が国内外の社会経済活動に及ぼす影響が予見できず、極めて不透明な環境下にあります。政府においても、新型コロナウイルス対策の特別措置法を整備し、同法による緊急事態宣言やまん延防止措置の発出を可能にするなどの対策を進めており、引き続き予断を許さない状況であります。

外食業界におきましても、政府や各自治体の要請に応じた営業時間の短縮や臨時休業など、店舗営業活動に制限がかかる一方で、デリバリー・テイクアウト需要の高まりなど食の消費動向に大きな変化が生じている状況であります。

このような状況の中、当社では独自の「P I S P」戦略を展開し、店内での仕込み調理を実践しながら、一部作業を外部委託することで生産性を高め、美味しさと手頃な価格の両立を実現し、商品力の向上とブランド力の強化に努めてまいりました。また、新規出店においては直営の出店に加えフランチャイズ(F C)による出店も開始し、「てけてけ」等ブランドの認知度を高めると同時に、新業態による出店も行ってまいりました。

以上の結果、新型コロナウイルス感染拡大防止の為の外出の自粛や臨時休業、営業時間短縮等が大きく影響し、売上高は3,351,977千円（前年同期比58.1%減）となり、売上総利益は2,496,576千円（前年同期比57.9%減）、営業損益は1,428,094千円の損失（前年同期は営業利益148,946千円）、経常損益は1,297,542千円の損失（同経常利益126,865千円）、当期純損益は1,624,258千円の損失（同当期純利益36,284千円）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大とその長期化に備え、制度融資などを活用し、金融機関から長期借入金2,740,000千円の調達を行いました。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は、86,058千円（敷金及び保証金を含む）であります。その主な内訳は次のとおりであります。

当事業年度新規出店分	(the 3rd Burger) アトレ竹芝・虎ノ門ヒルズビジネ스타ワー・ Otemachi One (元祖油うどん手練れ) 新宿御苑
------------	---

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第18期 (2018年2月期)	第19期 (2019年2月期)	第20期 (2020年2月期)	第21期 (当事業年度) (2021年2月期)
売上高(千円)	6,348,771	7,294,543	8,004,683	3,351,977
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	166,038	171,603	126,865	△1,297,542
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	99,247	66,416	36,284	△1,624,258
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	34.75	22.40	12.05	△539.33
総資産(千円)	3,753,888	5,360,548	5,476,237	5,615,938
純資産(千円)	1,138,202	1,604,367	1,640,652	33,737
1株当たり純資産額(円)	396.00	532.81	544.86	7.89

※2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(5) 対処すべき課題

2021年1月7日に一都三県に発出されその後関西圏にも拡大した緊急事態宣言により、営業時間短縮や外出自粛・テレワーク推進の要請のため外食産業全体は再び大きな影響を受け、変異株による第4波の兆候も報道されるなど、新型コロナウイルス感染拡大による景気先行きの不透明感は更に強まっております。

これにより当社は当事業年度における売上高の減少、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失並びにマイナスの営業キャッシュ・フローの発生が予想され、提出日時点において将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要なリスクを生じさせるような状況が存在しております。しかし、当社は新規の借入の実行をしており、当面の資金を確保していることから、重要な資金繰りの懸念はありません。従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

このような環境の下、当社は、当社の特色であるP I S P (Productive In Store Preparation) 戦略を追求してまいりましたが、2022年2月期におきましては、さらにそれを進化させた「PPM戦略 (Preparation Process Management)」を推進すべく以下の課題に取り組んでまいります。

① 「PPM戦略 (Preparation Process Management)」の推進

新たに自社加工拠点「PPMセンター」を立ち上げ、外食ならではの圧倒的な商品力と、食品工場に匹敵する高い生産性を目指し、それぞれの業態、それぞれの商品において、緻密な調理工程管理を行い、このような状況下においても安定した商品提供とコスト管理が行える体制を構築し、利益の確保に努めてまいります。

② the 3rd Burger業態の出店拡大による売上向上

新型コロナウイルス感染拡大は、外食産業全体の消費動向に大きな影響をもたらし、特に当社の主力である居酒屋業態は大きな影響を受けました。そのような中、ハンバーガーカフェ業態「the 3rd Burger」は、前述のPPMセンター開設により、様々なコストダウンを行うことが可能となり、よりカジュアルな価格帯へと進化を遂げています。また、需要の高まるテイクアウト・デリバリーも強化し、売上の向上ならびに企業の再成長を図ってまいります。

③ F C出店の積極的な推進

昨期は、2店舗のフランチャイズ（てけてけ1, the 3rd Burger 1）出店を行いました。今期においては、郊外や地方での出店機会を拡大するため、F Cによる出店をさらに推進してまいります。また「ゴーストレスタン」の既存飲食店によるF C出店にも注力してまいります。

④ オンラインビジネスへの参入

昨年オープンしたうどん業態「手練れ」の商品を販売するECサイトを開設いたしました。これまでも環境変化に対応すべく、デリバリー・テイクアウトの拡大を図ってまいりましたが、今期はより一層外食のオンラインビジネス化を加速させ、売上の拡大を目指してまいります。

⑤ 徹底したコスト管理・経費削減の取組み

昨期より既に取り組んでいますが、家賃減額交渉、人件費削減、外部委託費削減など、徹底した、コスト管理・経費削減に引き続き取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

当社は首都圏を中心に鶏料理居酒屋「てけてけ」、バーガーカフェ「the 3rd Burger」、「炭火もつやき専門店 やるじゃない!」「鉄板焼肉大衆食堂あづまけんじ」そして「元祖油うどん 手練れ」の5ブランド93店舗を展開しています。

(7) 主要な営業所

業態	店舗数	主要店舗
てけてけ	81 店	新宿総本店・赤坂見附店・池袋駅前店・飯田橋東口店
the 3rd Burger	9 店	青山骨董通り店・六本木アークヒルズサウスタワー店
炭火もつやき専門店 やるじゃない!	1 店	田町店
鉄板焼肉大衆食堂 あづまけんじ	1 店	平井店
元祖油うどん 手練れ	1 店	新宿御苑店

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
178 名	△19 名

(注) 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

ア. 取引の内容

当社は、店舗の賃借料について、当社の親会社等である坂井英也から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

ウ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、保証料の支払いがなく、第三者との通常の取引に照らし、相当であると認められたことから、当社の利益を害さないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金	残高
株式会社みずほ銀行	1,228,203	千円
株式会社日本政策金融公庫	900,000	
株式会社三井住友銀行	875,167	
株式会社りそな銀行	611,396	
株式会社商工組合中央金庫	316,970	

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保することを基本方針としており、現状では配当は行っておりません。

将来的には、株主に対する利益の還元が経営上重要な課題の一つとなることを十分認識しております。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,045,200株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,017,500株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 4,231名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
坂井 英也	1,040,000 株	34.5 %
パトリック＆カンパニー株式会社	820,000 株	27.2 %
サントリー酒類株式会社	200,000 株	6.6 %
アサヒビール株式会社	102,700 株	3.4 %
中瀬 一人	40,400 株	1.3 %
矢野 秀樹	40,000 株	1.3 %
宝酒造株式会社	34,200 株	1.1 %
渡邊 烈任	6,100 株	0.2 %
江藤 博文	5,400 株	0.2 %
柳林 義継	4,000 株	0.1 %

(注) 当社は、自己株式を180株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2020年6月17日
区分	取締役（社外取締役を除く）
保有者数	2名
新株予約権の数	300個
目的となる株式の数	30,000株
目的となる株式の種類	普通株式

権利行使時 1 株当たりの行使価額	1,263円
権利行使期間	2023年 7 月 3 日～2030年 6 月 17 日

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議の日	2020年 6 月 17 日	2020年 11 月 18 日
新株予約権の数	600個	60個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株	当社普通株式 6,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	75,780,000円	6,576,000円
新株予約権の行使期間	2023年 7 月 3 日～ 2030年 6 月 17 日	2023年 12 月 3 日～ 2030年 11 月 17 日
交付対象人数	10名	2名
新株予約権の行使期間	2023年 7 月 3 日～ 2030年 6 月 17 日	2023年 12 月 3 日～ 2030年 11 月 17 日
新株予約権の主な行使の条件	<p>(1) 行使期間 (a) 本新株予約権の行使期間の初日から 2 年を経過する日まで 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 3 分の 1 (b) 上記 (a) の期間の終了後、2 年を経過する日まで新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 3 分の 2 (c) 上記 (b) の期間の終了後、本新株予約権の行使期間の満了日まで新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の全て (2) 権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。</p>	<p>(1) 行使期間 (a) 本新株予約権の行使期間の初日から 2 年を経過する日まで 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 3 分の 1 (b) 上記 (a) の期間の終了後、2 年を経過する日まで新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 3 分の 2 (c) 上記 (b) の期間の終了後、本新株予約権の行使期間の満了日まで新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の全て (2) 権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に相続はできない。譲渡については取締役会の承認を得なければならない。	第三者に相続はできない。譲渡については取締役会の承認を得なければならない。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

2021年1月22日開催の取締役会決議に基づき発行した行使価格修正条件付き新株予約権

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
新株予約権の数	3,000個	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式300,000株 (本新株予約権1個につき100株)	普通株式300,000株 (本新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 499円	新株予約権1個当たり 204円
新株予約権の払込期日	2021年2月8日	2021年2月8日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1,270円 行使価額は、新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に、当該修正日以降修正されるが、その行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。	当初行使価額 1,551円 2021年3月8日以降、当社取締役会の決議(以下、かかる決議を「行使価額修正決議」という。)により、行使価額修正決議を行う日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に行使価額の修正を行うことができるが、修正後の行使価額は635円を下回ることはできないものとする。修正後の行使価額は、行使価額修正決議がなされた日の翌日以降適用される。
新株予約権の行使期間	2021年2月9日～ 2023年2月8日	2021年2月9日～ 2023年2月8日

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>本新株予約権の一部行使はできない。</p>	<p>本新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>割当先</p>	<p>株式会社SBI証券</p>	<p>株式会社SBI証券</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂 井 英 也		
取締役副社長	矢 野 秀 樹	企画推進部	
取 締 役	加 藤 涼		㈱the GUEST 代表取締役 ㈱YAP Japan 代表取締役
取 締 役	金 田 欧 奈		ベーシック・キャピタル・マネジメント㈱ 代表取締役社長 豊創フーズ㈱ 代表取締役会長
常 勤 監 査 役	横 山 隆 治		
監 査 役	山 下 彰 俊		山下法律事務所 代表
監 査 役	兒 玉 洋 貴		兒玉公認会計士事務所 代表 ㈱inspace 監査役 ノバルス㈱ 監査役 タウンイノベーション㈱ 取締役

- (注) 1. 取締役本郷雄太氏は、2020年4月30日付で取締役を一身上の都合により辞任、当社を退社致しております。
2. 取締役加藤涼および金田欧奈の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役横山隆治、山下彰俊および兒玉洋貴の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役横山隆治氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役山下彰俊氏は、弁護士の資格を有しております。監査役兒玉洋貴氏は、公認会計士の資格を有しております。
5. 当社は、取締役加藤涼、取締役金田欧奈、常勤監査役横山隆治、監査役山下彰俊および監査役兒玉洋貴5氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額	摘要
取締役	5名	69,903千円	
うち社外取締役	2	4,840	
監査役	3	9,840	
うち社外監査役	3	9,840	

(注) 株主総会の決議（2016年12月14日）による取締役報酬限度額（使用者兼務取締役の使用者分の報酬を除く）は年額500,000千円であり、株主総会の決議（2016年12月14日）による監査役報酬限度額は年額50,000千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係、主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	加藤涼	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、投資銀行での経験や他社におけるCFOの経験と知見に基づき適宜発言を行っております。
取締役	金田欧奈	当事業年度に開催された同氏就任後の取締役会10回全てに出席し、投資ファンドでの経験や外食をはじめとする多分野の事業における経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役	横山隆治	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査役会12回全てに出席しております。事業法人における監査役としての経験と知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	山下彰俊	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査役会12回全てに出席しております。弁護士としての法的識見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	兒玉洋貴	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査役会12回全てに出席しております。公認会計士としての経験と知見に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積について、相当であると判断したためです。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制に関して下記の通り定め、業務の適正性を確保するための体制構築に努めております。

(a) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項の決定を行うこととしており、内部統制の基本方針を定め、適切に内部統制システムを運用し、それに基づいた職務執行についての監督を行っています。また、取締役においては、監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受けるものとしています。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営および業務執行に関する重要な情報は、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録・保存することとしています。また必要に応じて、関連規程は適時見直し等の改善を行っております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長は、取締役副社長をリスク管理の統括責任者として任命し、リスク管理委員会の設置を命じています。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各取締役・各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制づくりを進めています。

(d) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役社長は、取締役副社長をコンプライアンス管理の統括責任者として任命し、「コンプライアンス規程」に従い、内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するものとしています。万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、取締役副社長を中心に、取締役社長、取締役会、監査役会、必要によっては顧問弁護士等に報告される体制を構築しています。また、業務上の報告経路の他、「内部通報制度」を設け、社内外に匿名で相談・申告できる体制を敷き、事態の迅速な把握と是正に努めています。

(e) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率的な執行を確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定め、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時開催を行います。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を設置はしていませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を設置することができます。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会以外にも部門会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることとしています。また、取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な議案や決定事項、その他の重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告することとしています。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を行います。また、会計監査人及び内部監査担当とも意見や情報の交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役4名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月1回の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(b) 監査役会

会社法関連法令に基づいて監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）体制で毎月1回以上開催されております。

(c) 経営会議

経営会議は、当社の取締役（常勤）及び常勤監査役で構成しており、毎週1回開催し、当社の経営に関する重要事項である業務執行における予算進捗状況の確認等を中心に、当社の業務遂行状況に関する報告及び審議を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。

(d) 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は室長1名、監査人1名の計2名でとなっており、監査計画に基づく当社の全部門及び全店舗を対象として内部監査を実施しております。監査結果は、実施した都度、代表取締役社長及び取締役会へ報告を行っております。

(e) 監査役監査

当社の監査役は、常勤1名、非常勤2名の計3名選任されております。各監査役は、毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、定例取締役会にて報告を行っております。その他、取締役会への出席や、取締役・従業員からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、独立的立場から取締役の業務執行の監視を行っております。また、会計監査人や内部監査担当部門責任者とも連携を取っており、実効性のある監査活動に取り組んでおります。

(f) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社では、定期的に監査役及び内部監査担当者が共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有をして連携を図っております。具体的には、監査計画策定期において協議を行う他、会計監査人による監査に必要に応じて監査役又は内部監査担当者が立ち会っております。また、会計監査人の監査結果について監査役、内部監査担当者はフィードバックを受け、問題点等の確認を行うなどフォローアップも行っております。これらの監査と内部統制部門との関係につきましては、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を行うことで、監査の実効性を確保することに努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	2,751,225	流 動 負 債	1,592,194
現 金 及 び 預 金	2,270,142	買 掛 金	99,463
売 掛 金	61,876	1年内返済予定の長期借入金	671,088
商 品 及 び 製 品	26,818	未 払 金	434,004
原 材 料 及 び 貯 藏 品	504	未 払 費 用	89,036
前 払 費 用	129,722	前 受 金	26,497
そ の 他	262,160	未 払 法 人 税 等	56,345
		未 払 消 費 税 等	147,609
		預 り 金	56,956
固 定 資 產	2,864,713	株 主 優 待 引 当 金	11,192
有 形 固 定 資 產	1,881,618	固 定 負 債	
建 物	2,867,820	長 期 借 入 金	3,990,007
減 価 償 却 累 計 額	△1,129,048	長 期 前 受 金	3,770,727
建 物 (純 額)	1,738,771	長 期 預 り 保 証 金	179,361
工 具、器 具 及 び 備 品	408,049	資 產 除 去 債 務	4,000
減 価 償 却 累 計 額	△265,201	負 債 合 計	35,918
工具、器具及び備品(純額)	142,847	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 產	9,936	株 主 資 本	23,806
ソ フ ト ウ エ ア	8,917	資 本 金	13,706
商 標 権	945	資 本 剰 余 金	1,143,524
そ の 他	72	資 本 準 備 金	553,615
投 資 そ の 他 の 資 產	973,157	そ の 他 資 本 剰 余 金	589,908
出 資 金	30	利 益 剰 余 金	△1,132,992
長 期 前 払 費 用	23,462	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,132,992
敷 金 及 び 保 証 金	892,396	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,132,992
繰 延 税 金 資 產	45,180	自 己 株 式	△432
そ の 他	12,087	新 株 予 約 権	9,930
資 產 合 計	5,615,938	純 資 產 合 計	33,737
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	5,615,938

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2020年3月1日 至2021年2月28日)

(単位:千円)

科 目				金 額	
売 上 高					3,351,977
売 上 原 価					
商 品 期 首 た な 卸 高				37,719	
当 期 商 品 仕 入 高				844,499	
合 計				882,219	
商 品 期 末 た な 卸 高				26,818	855,400
売 上 総 利 益					2,496,576
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					3,924,671
営 業 損 失 (△)					△1,428,094
営 業 外 収 益					
受 取 利 息				27	
受 取 配 当 金				1	
助 成 金 収 入				181,320	
協 賛 金 収 入				3,000	
保 険 金 収 入				412	
雜 収 入				2,118	186,880
営 業 外 費 用					
支 払 利 息				31,942	
株 式 交 付 費				5,252	
解 約 違 約 金				17,981	
そ の 他				1,151	56,327
經 常 損 失 (△)					△1,297,542
特 別 利 益					
當 業 補 償 金 収 入				58,291	
助 成 金 収 入				172,835	231,126
特 別 損 失					
減 損 損 失				222,287	
臨 時 休 業 等 に よ る 損 失				287,117	
そ の 他				3,197	512,602
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)					△1,579,017
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					19,286
法 人 税 等 還 付 税 額					△82,418
法 人 税 等 調 整 額					108,372
当 期 純 損 失 (△)					△1,624,258

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2020年3月1日至2021年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本			利益 剰 余 金
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金
当期首残高	599,908	549,908	-	549,908	491,266
当期変動額					
新株の発行	3,706	3,706		3,706	
資本金から剰余金へ 振替	△589,908		589,908	589,908	
当期純損失					△1,624,258
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△586,202	3,706	589,908	593,615	△1,624,258
当期末残高	13,706	553,615	589,908	1,143,524	△1,132,992

	株主資本			新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計				
当期首残高	491,266	△432	1,640,652	-	1,640,652		
当期変動額							
新株の発行			7,412		7,412		
資本金から剰余金へ 振替			-		-		
当期純損失	△1,624,258		△1,624,258		△1,624,258		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			-	9,930	9,930		
当期変動額合計	△1,624,258	-	△1,616,846	9,930	△1,606,915		
当期末残高	△1,132,992	△432	23,806	9,930	33,737		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

…最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

…最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～15年
----	-------

工具、器具及び備品	2～15年
-----------	-------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。なお、当事業年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(株主優待引当金)

株主優待費は、従来、優待券利用時に費用処理をしておりましたが、利用実績率を正確に把握する体制が整い、引当額を合理的に見積ることが可能となったため、当事業年度末より、翌事業年度以降に発生すると見込まれる株主優待費の額を株主優待引当金として計上することといたしました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ11,192千円増加しております。

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

2021年1月7日に一都三県に発出されその後関西圏にも拡大した緊急事態宣言により、営業時間短縮や外出自粛・テレワーク推進の要請のため外食産業全体は再び大きな影響を受け、変異株による第4波の兆候も報道されるなど、新型コロナウイルス感染拡大による景気先行きの不透明感は更に強まっております。

当社では計算書類の作成に当たっては、2021年2月にかけて徐々に回復すると仮定していましたが、感染症の広がりや終息時期等の不透明感が強いことから、2022年2月にかけて徐々に回復する仮定に変更して計画を策定し、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損を検討しております。これらの仮定の下、当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産の取崩し等により法人税等調整額108,372千円を計上しております。また、固定資産の減損についても、当事業年度末における固定資産の回収可能性を慎重に検討した結果、減損損失222,287千円を計上しております。

ただし、現時点で出店・退店計画への影響等、全ての影響を計画に織り込むことは困難であり、終息時期等によって仮定した計画が変動した場合には、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損についての判断に影響を及ぼし、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

【損益計算書に関する注記】

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
東京都	(店舗) てけてけ 7 店舗 the 3rd Burger 2 店舗 やるじゃない！ 1 店舗	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	194, 667
埼玉県	(店舗) てけてけ 1 店舗	建物 工具、器具及び備品	27, 619

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグループ化しております。

てけてけ、the 3rd Burger、やるじゃない！ 対象店舗につきましては、本部経費配賦後の店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

また、減損損失の内訳は建物202, 754千円、工具、器具及び備品16, 364千円、長期前払費用3, 168千円であります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	3, 017, 500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	180	—	—	180

3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 593, 800株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	482, 453千円
未払事業税	15, 939千円
未払事業所税	8, 842千円
未払費用	9, 441千円
協賛金	62, 039千円
株主優待引当金	3, 871千円
減価償却超過額	71, 782千円
新株予約権	2, 720千円
その他	15, 301千円
繰延税金資産小計	672, 393千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△482, 453千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△137, 693千円
評価性引当額小計	△620, 147千円
繰延税金資産合計	52, 245千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	7, 065千円
繰延税金負債合計	7, 065千円
繰延税金資産純額	45, 180千円

(注) 1 評価性引当額が591,346千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額482,453千円の増加によるものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損金 (※1)	-	-	-	-	-	482,453	482,453
評価性引当額	-	-	-	-	-	△482,453	△482,453
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率 34.59%

(調整)

住民税均等割等 △1.2%

交際費等永久に損金に算入されない項目 △0.1%

評価性引当額の増減 △37.5%

その他 1.3%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 △2.9%

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については元本の保証された短期的な預金に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているものの、その81%がクレジットカード会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的であります。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金・未払法人税等・未払消費税等は全て1年以内の支払期日であります。

借入金は主に新型コロナウイルス感染拡大とその長期化に備え、制度融資などを活用し、必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長として20年以内であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	2,270,142	2,270,142	—
(2)売掛金	61,876	61,876	—
(3)敷金及び保証金	892,396	895,823	3,426
資産計	3,224,415	3,227,842	3,426
(1)買掛金	99,463	99,463	—
(2)未払金	434,004	434,004	—
(3)未払費用	89,036	89,036	—
(4)未払法人税等	56,345	56,345	—
(5)未払消費税等	147,609	147,609	—
(6)長期借入金 (※1)	4,441,815	4,271,281	△170,534
(7)長期前受金 (※2)	205,859	206,201	342
負債計	5,474,134	5,303,942	△170,192

(※1) 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) 長期前受金には1年以内償却予定の長期前受金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった返還予定期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)賃掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)長期前受金

長期前受金の時価については、合理的に見積もった償却予定時期に基づき、その金額を国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,270,142	—	—	—
売掛金	61,876	—	—	—
敷金及び保証金	256,272	376,870	259,253	—
合計	2,588,291	376,870	259,253	—

(注 3)長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	671,088	675,240	693,767	610,282	357,443	1,433,995
合計	671,088	675,240	693,767	610,282	357,443	1,433,995

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び主要株主(個人の場合に限る)

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有)割 合	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
役員	坂井英也	—	—	当社代表取 締役	(被所有) 直接 34.5%	債務被 保証	債務被 保証	269,553	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は店舗の賃借料について債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額は賃借料の年額を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	7円	89銭
1株当たり当期純損失（△）	△539円	33銭

【重要な後発事象に関する注記】

(第6回新株予約権の権利行使)

当社が2021年2月8日に発行した第6回新株予約権につき、2021年3月1日から2021年4月22日までの間に、以下のとおり行使されました。

(1) 新株予約権行使の概要

①新株予約権の名称

ユナイテッド&コレクティブ株式会社第6回新株予約権

②行使価格

1株あたり999円～1,168円

③行使新株予約権個数

2,760個

④行使者

株式会社SBI証券

⑤交付株式数

276,000株

⑥行使価額総額

277,517千円

(2) 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金

①増加する発行済株式数

276,000株

②増加する資本金の額

139,447千円

(その他の注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月22日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 斎 藤 昇 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平 山 謙 二 
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユナイテッド&コレクティブ株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月22日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）横山 隆治 ㊞

社外監査役 山下 彰俊 ㊞

社外監査役 児玉 洋貴 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場 「リアライブ六本木カンファレンスセンター」
東京都港区六本木1-7-27 全特六本木ビルWEST棟4階



交通 東京メトロ南北線
「六本木一丁目駅」より2番出口より徒歩1分